

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年10月7日学長裁定)

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項の一部を改正する要項

旭川医科大学謝金支給事務取扱要項（令和5年3月22日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後							現行								
(略)							(略)								
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年10月7日から施行し、改正後の旭川医科大学謝金支給事務取扱要項は、令和6年10月1日から適用する。</u></p>															
(別表)							(別表)								
謝金単価表							謝金単価表								
項目	内容	区分	単価	消費税 区分	所得税 率	摘要	項目	内容	区分	単価	消費税 区分	所得税 率	摘要		
講演謝金	講演 会、講 習会等 におけ る講師	特別講 演	1回	<u>51,000</u> 円	課税	10.2 1%		講演謝金	講演 会、講 習会等 におけ る講師	特別講 演	1回	<u>50,926</u> 円	課税	10.2 1%	
		一般講 演	1回	<u>20,400</u> 円						一般講 演	1回	<u>20,370</u> 円			
教育・研究、 企画に関する 協力謝金			1時 間	<u>10,190</u> 円	課税	10.2 1%	<u>指示・助言を 含む（新設）</u>	教育・研究、 企画に関する 協力謝金			1時 間	<u>10,185</u> 円	課税	10.2 1%	
技術及び事 務協力者ま たはこれに			1時 間	<u>1,010</u> 円	不課税	月額表		技術及び事 務協力者ま たはこれに			1時 間	<u>1,000</u> 円	不課税	月額表	

準ずるものへの協力謝金							
会議出席謝金	本学で開催する会議・委員会に学外者等が出席した場合	経営協 議会及び学長 選考・ 監察会 議(新 設) 上記以 外	1回 (新 設) 1回	20,000 円(新 設) 15,000 円	不課税 (新設)	月額表 (新 設) 月額表	
解剖体謝金	解剖体の提供 遺族等に支払う	祭祀料 祭祀料 (胎 児) 協力謝 金 啓蒙活 動協力 謝金	1件 1件 — —	30,000 円 3,000 円	不課税 不課税 不課税 不課税	0% 0% 0% 0%	予算の範囲 内で都度算 出 予算の範囲 内で都度算 出
病理解剖謝金	病理解剖の依頼を受け支払う	祭祀料	1件	17,000 円	不課税	0%	
チューター	外国人	大学院	1時	3,000	不課税	月額表	

準ずるものへの協力謝金							
会議出席謝金	本学で開催する会議・委員会に学外者等が出席した場合	学外委 員	1回	15,000 円	不課税	月額表	
解剖体謝金	解剖体の提供 遺族等に支払う	祭祀料 祭祀料 (胎 児) 協力謝 金 啓蒙活 動協力 謝金	1件 1件 — —	30,000 円 3,000 円	不課税 不課税 不課税 不課税	0% 0% 0% 0%	予算の範囲 内で都度算 出 予算の範囲 内で都度算 出
病理解剖謝金	病理解剖の依頼を受け支払う	祭祀料	1件	17,000 円	不課税	0%	
チューター	外国人	大学院	1時	3,000	不課税	月額表	

謝金	留学生への特別指導	生 1時間 学部学生	円 2,500円	不課税	月額表
課外補講謝金 (日本語)	外国人留学生への特別指導	教員 1時間	4,000円	不課税	月額表
		大学院生 1時間	3,000円	不課税	月額表
		学部学生 1時間	2,500円	不課税	月額表
課外補講謝金 (基礎・専門科目)	外国人留学生への特別指導	大学院生 1時間	3,000円	不課税	月額表
		学部学生 1時間	2,500円	不課税	月額表
<u>原稿作成謝金 (新設)</u>	<u>広報誌等の原稿等の作成 (新設)</u>	<u>日本語 1字</u> (新設)	<u>4円 (新設)</u>	<u>課税 (新設)</u>	<u>10.21% (新設)</u>
		<u>外国語 1語</u> (新設)	<u>15円 (新設)</u>	<u>課税 (新設)</u>	<u>10.21% (新設)</u>
<u>原稿校閲謝金 (新設)</u>		<u>日本語 1字</u> (新設)	<u>2円 (新設)</u>	<u>課税 (新設)</u>	<u>10.21% (新設)</u>
		<u>外国語 1語</u> (新設)	<u>8円 (新設)</u>	<u>課税 (新設)</u>	<u>10.21% (新設)</u>
<u>翻訳謝金 (新設)</u>		<u>外国語 1語</u> <u>→日本語 (新設)</u> (新設)	<u>10円 (新設)</u>	<u>課税 (新設)</u>	<u>10.21% (新設)</u>

謝金	留学生への特別指導	生 1時間 学部学生	円 2,500円	不課税	月額表
課外補講謝金 (日本語)	外国人留学生への特別指導	教員 1時間	4,000円	不課税	月額表
		大学院生 1時間	3,000円	不課税	月額表
		学部学生 1時間	2,500円	不課税	月額表
課外補講謝金 (基礎・専門科目)	外国人留学生への特別指導	大学院生 1時間	3,000円	不課税	月額表
		学部学生 1時間	2,500円	不課税	月額表

	日本語1字 →外国語(新設)	15円 (新設)	課税(新設)	10.21% (新設)
--	-------------------	-------------	--------	----------------

※特別講演：記念式典等における記念講演的な性格を有し、かつ、特別なテーマで著名人に依頼した場合  
 一般講演：特別講演謝金以外のもので、講師として専門的なテーマで依頼した場合

(1) 上記による単価表によりがたい場合は、他の根拠に基づいて算出することができる。

(2) 著名人等に対しては、社会通念の慣行料金等を参考として算出することができる。

別紙様式1～7 (略)

**【改正理由】**  
 謝金単価の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

	日本語1字 →外国語(新設)	15円 (新設)	課税(新設)	10.21% (新設)
--	-------------------	-------------	--------	----------------

※特別講演：記念式典等における記念講演的な性格を有し、かつ、特別なテーマで著名人に依頼した場合  
 一般講演：特別講演謝金以外のもので、講師として専門的なテーマで依頼した場合

(1) 上記による単価表によりがたい場合は、他の根拠に基づいて算出することができる。

(2) 著名人等に対しては、社会通念の慣行料金等を参考として算出することができる。

別紙様式1～7 (略)